運営規定

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホームみらい

グループホームみらい運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団映寿会が設置するグループホームみらい(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者及び介護従業者(以下「従業者」という。)が、認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うもの とする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 6 前5項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第48号)及び「金沢市指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例49号)に定める内 容(以下「条例基準」という。)を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームみらい
- (2) 所在地 金沢市西都2丁目141番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務職員)

管理者は、従業者の管理、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤・専従職員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 8名以上(常勤・専従職員8名、)

介護従業者は、管理者の指示を受け、利用者の日常生活の状況等の把握に努め、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)に基づき必要な食事、入浴及び排泄等援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言など生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。

(4) 看護職員 1名以上(常勤・非常勤・専従職員1名)

看護職員は、管理者の指示を受け、利用者の健康状態等の把握に努め、必要な看護を行うととも に緊急時の対応を行う。

(5) リハビリテーション従業者 1名以上(常勤・専従職員1名)

リハビリテーション従業者は、管理者の指示を受け、利用者の日常生活の状況等の把握に努め、 介護計画に基づき必要なリハビリテーションを行い、日常生活における助言など生活指導を行う。 (利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 合計 18名

内訳 1ユニット(1階) 9名2ユニット(2階) 9名

(2) 災害その他のやむを得ない状況を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。 (利用者の生活時間)

第7条 利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間帯は、次のとおりとする。

日中の時間帯 6:00 ~ 21:00

夜間及び深夜の時間帯 21:00 ~ 6:00

(指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のと おりとする。
 - (1) 第9条の介護計画の作成
 - (2) 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

- ア 移動の介護
- イ 養護 (静養)
- ウ その他必要な介護
- (2) 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

(3)機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ア 運動機能回復訓練
- イ 口腔機能回復訓練
- ウ レクリエーション
- エ グループ活動
- 才 行事活動
- カ 園芸活動
- キ 趣味活動
- ク 地域活動への参加
- (4) 食事介助
 - ア 朝食、昼食又は夕食の提供
 - イ 食事の準備、後片付け
 - ウ 食事摂取の介助
 - エ その他必要な食事の介助
- (5)入浴介助
 - ア 入浴又は清拭
 - イ 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
 - ウ その他必要な入浴の介助
- (6) 排泄介助

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(7) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア 日常生活に関する相談、助言
- イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言

- エ 住宅改修に関する情報の提供
- オ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- カ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- キ 家族や地域との交流支援
- ク その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

- 第9条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額または地域密着型介護予防サービス基準額から(以下「地域密着型介護サービス費用基準額等」という)事業者に支払われる地域密着型介護サービス費または地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準とあわせて「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。)によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 家賃については、月額 65,000 円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
 - 1日 1,800円/日
- 5 光熱水費(個室の照明、空調電気使用料及び設備保守管理料並びに水道使用料及び下水道使用料) については、月額 7,700 円を徴収する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認めら

れるものの実費について月額6,600円と、それを超える分については別途徴収する。

- 7 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらか じめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、 利用者の同意を得ることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、第20条第2項の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうける。
- 1 1 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対 応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又 は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した サービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者又は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除く。
 - (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が 困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 6 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環 境衛生に協力するものとする。
- 7 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十 分留意するのとする。
- 2 事業は、事業従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に務めるとともに、年2回以上の健康 診断を受診させるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするとともに、その原因 を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画)を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
- 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・

避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護 サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(苦情処理)

- 第16条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因 を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に 関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市 町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導 又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に 係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団 体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(情報の公表)

- 第17条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。)第三の五の4の(4)に基づき、利用者又はその家族への提供、事業所内に掲示、運営推進会議において公表する。
- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定認知症対応型共同生活 介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者 及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる 情報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(自己評価及び外部評価の実施)

第18条 事業所は、県の定める基準に基づき、自ら評価を行ったうえで、県が選定した評価機関の実

施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常にその提供する、指定 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならない。

2 評価の結果を入居者及びその家族へ提供するほか、事業所外にも開示するものとする。

(個人情報の保護)

- 第19条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的 に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得 る。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束)

- 第21条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3)介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第22条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行

- う等地域との交流に努める。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 事業所は、全ての(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく 市町村に通知する。
- 6 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 7 利用者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知 症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することが困難と認めた 場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当 な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団映寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

- この規程は、令和2年12月1日から本改訂版(第5条(4))を施行する。
- この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施工する。